

○札幌市自転車等駐車場条例施行規則

〔平成 17 年 7 月 28 日〕
札幌市規則第 48 号

改正	平成 18 年 10 月 3 日規則第 95 号	平成 20 年 3 月 28 日規則第 14 号
	平成 22 年 6 月 10 日規則第 24 号	平成 22 年 11 月 15 日規則第 35 号
	平成 28 年 3 月 16 日規則第 8 号	平成 30 年 6 月 8 日規則第 31 号
	令和 3 年 11 月 26 日規則第 37 号	令和 4 年 3 月 14 日規則第 7 号
	令和 4 年 4 月 1 日規則第 23 号	令和 5 年 3 月 13 日規則第 14 号
	令和 5 年 5 月 11 日規則第 30 号	令和 6 年 3 月 12 日規則第 6 号
	令和 6 年 12 月 11 日規則第 54 号	

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市自転車等駐車場条例（平成 17 年条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の名称等)

第 2 条 条例第 3 条、第 4 条第 3 項及び第 5 条の規定により市長が定める駐車場のうち、有料駐車場の名称及び位置、自転車等を駐車場に入場させ、又は駐車場から出場させることができる時間（以下「入出場時間」という。）並びに駐車場に駐車できる自転車等の種別（以下「駐車対象自転車等」という。）は、別表 1 のとおりとする。

2 前項の市長の定める駐車場のうち、無料駐車場の名称及び位置、入出場時間並びに駐車対象自転車等は、市長が告示で定める。

一部改正〔平成 28 年規則 8 号〕

(定期利用の方法等)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の承認（以下「定期利用承認」をいう。）を受けようとする者は、自転車等駐車場定期利用申請書（様式 1。以下「定期利用申請書」という。）により市長に申請をしなければならない。

2 前項の申請は、定期利用の開始を希望する日の 2 週間前から行うことができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第 1 項の申請があった場合において定期利用承認を決定したときは、所定の駐車料金を納付させたうえ、当該申請を行った者に対し定期券及び定期利用証を交付するものとする。

4 定期券及び定期利用証の様式は、市長が別に定める。

5 定期券は、定期利用承認に係る駐車場に入場し、及び当該駐車場から出場する際に提示しなければならない。

6 定期利用証は、定期利用承認に係る自転車等の見やすい位置に取り付けなければならない。

7 定期利用者が定期利用承認を受けた期間を経過して駐車した場合は、その出場の際に条例第 11 条の規定による駐車料金の額に相当する額を納付しなければならない。

(定期券及び定期利用証の更新)

第4条 定期利用をしていた者又は現に定期利用をしている者が、新たに定期利用承認を受けようとするときは、当該定期利用に係る定期利用申請書に記載した事項に変更を生じた場合その他市長が別に定める場合を除き、前条第1項の規定にかかわらず、当該定期利用に係る定期券を提出することにより申請することができる。

(定期券等の書換え及び再交付)

第5条 定期券若しくは定期利用証の記載事項に変更を生じたとき、又はこれを汚損し、若しくはき損したときは、書換えを受けなければ、これを使用することができない。

2 定期券及び定期利用証は、再交付しない。ただし、定期利用証のみを紛失した場合においては、定期券の提示を受けたときに限り、定期利用証を再交付することができる。

(有料駐車場の一時利用の方法等)

第6条 条例第8条第1項の規定により有料駐車場の一時利用をしようとする者(以下「一時利用者」という。)は、自転車等を入場させる際に、一時利用券の交付を受けなければならない。

2 一時利用者は、自転車等を出場させる際に、所定の駐車料金を納付しなければならない。

3 一時利用券の様式その他一時利用券の発行及び取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(一時利用をすることができる有料駐車場)

第7条 条例第8条第2項の市長が定める駐車場は、次に掲げる駐車場とする。

- (1) 北1西1地下自転車駐車場
- (2) 西2丁目線地下自転車等駐車場
- (3) 南2西3地下自転車駐車場
- (4) 札幌駅5・5自転車等駐車場
- (5) 札幌駅北口自転車等駐車場
- (6) 北1西6暫定自転車等駐車場
- (7) 南2西4五番街自転車駐車場
- (8) 札幌駅南口暫定自転車等駐車場

(利用期間の末日までの期間が1月未満である場合の駐車料金の額)

第8条 条例別表2備考4の規定により市長が定める駐車料金の額は、別表2のとおりとする。

(駐車料金の還付)

第9条 条例第10条ただし書の市長が別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 定期利用者が、定期利用承認を受けた期間が始まる前に定期利用の取消しを申し出た場合
- (2) 定期利用者が、定期利用承認を受けた期間の末日から1月以上前までに定期利用の中止を申し出た場合

(3) その他市長が特別の理由があると認めた場合

(不正駐車自転車等の移動等)

第10条 条例第15条第1項第2号及び第3号の市長が定める期間は、1週間とする。

2 市長は、条例第15条第1項各号に掲げる自転車等であることを確認するために必要があると認めるときは、自転車等に調査札(様式2)を取り付けることができる。

(保管台帳の作成)

第11条 市長は、条例第15条第2項において準用する札幌市自転車等の放置の防止に関する条例(平成7年条例第39号。以下「放置防止条例」という。)第12条第1項の規定により自転車等を保管したときは、自転車等保管台帳(様式3)を作成するものとする。

(保管の掲示事項)

第12条 条例第15条第2項において読み替えて準用する放置防止条例第12条第2項の規定により掲示する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 移動を行ったこと。
- (2) 移動し、保管した年月日
- (3) 保管及び返還を行う場所
- (4) 保管期間
- (5) 返還を受ける方法
- (6) 保管期間経過後の自転車等の措置
- (7) その他市長が必要と認めた事項

(利用者等への通知)

第13条 市長は、条例第15条第2項において準用する放置防止条例第12条第1項の規定により保管した自転車等(以下「保管自転車等」という。)の利用者等を調査し、当該調査によって当該保管自転車等の利用者等を確認することができたときは、自転車等引取通知書(様式4)その他の方法により、自転車等を引き取るよう当該利用者等に通知するものとする。

(自転車等の返還)

第14条 保管自転車等の利用者等は、当該自転車等の返還を受けようとするときは、自転車等引取申出・受領書(様式5)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該利用者等は、前条の自転車等引取通知書、自転車等のかぎその他の市長が必要と認めるものを提示しなければならない。

(自転車等の売却に係る保管期間)

第15条 条例第15条第2項において読み替えて準用する放置防止条例第12条第3項に規定する規則で定める期間は、条例第15条第2項において読み替えて準用する放置防止条例第12条第2項の規定による掲示の日から起算して2月間とする。

(冬期の自転車等の保管等の手続)

第16条 条例第16条第2項の承認(以下「冬期保管承認」という。)を受けようとする

者は、自転車等冬期保管申請書（様式６）により市長に申請をしなければならない。ただし、条例別表３備考の場合にあっては、定期利用申請書により申請をすることができる。

２ 前項本文の申請をすることができる期間は、条例第１６条第１項の市長が定める期間の初日の２週間前から１月間とする。

３ 市長は、第１項の申請があった場合において冬期保管承認を決定したときは、所定の冬期保管料を納付させたうえ、当該申請を行った者に対し自転車等冬期保管承認通知書（様式７）及び冬期保管証を交付するものとする。

４ 冬期保管承認を受けた者は、第２項の規定による申請期間の末日までに、当該冬期保管承認に係る自転車等を駐車場に入場させなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

５ 冬期保管証の様式は、市長が別に定める。

６ 冬期保管証は、冬期保管承認に係る自転車等の見やすい位置に取り付けなければならない。

７ 第１０条第１項及び第１１条から前条までの規定は、条例第１６条第４項において条例第１５条の規定を準用する場合における自転車等の保管及び返還について準用する。

（指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い）

第１７条 条例第１８条第１項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における第３条、第４条、第６条及び前条（第２項を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第３条第４項を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第３条第１項中「様式１」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同条第３項中「駐車料金を納付させた」とあるのは「利用料金を支払わせた」と、同条第４項中「市長が別に定める」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める」と、同条第７項中「条例第１１条の規定による駐車料金の額に相当する額を納付しなければならない」とあるのは「所定の利用料金を支払わなければならない」と、第６条第２項中「駐車料金を納付しなければ」とあるのは「利用料金を支払わなければ」と、第１６条第１項中「様式６」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同条第３項中「冬期保管料を納付させた」とあるのは「利用料金を支払わせた」と、「様式７」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

２ 条例第１９条第５項の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

（１）第９条第１号及び第２号に掲げる場合

（２）その他指定管理者が特別の理由があると認めた場合

（委任）

第１８条 この規則の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

１ この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 条例附則第2項の規定により条例の施行前において行われる駐車場を供用するために必要な準備行為に係る手続については、この規則に規定する手続の例による。

附 則(平成18年規則第95号)～附 則(平成22年規則第24号)

省略

附 則(平成22年規則第35号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表1 1 有料駐車場の表屋根のある駐車場の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第8号)

この規則は、平成28年3月18日から施行する。

附 則(平成30年規則第31号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、様式2、様式4及び様式5の改正規定は平成30年9月1日から施行する。
- 2 札幌市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例(平成30年条例第36号)附則第2項の規定により同条例の施行前において行われる有料駐車場における小型自動二輪車の定期利用に係る承認の手続、利用料金の支払手続その他小型自動二輪車の定期利用に必要な準備行為に係る手続については、この規則による改正後の札幌市自転車等駐車場条例施行規則に規定する手続の例による。

附 則(令和3年規則第37号)

改正

令和5年5月11日規則第30号

- 1 この規則は、札幌市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例(令和3年条例第18号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は令和5年5月18日から、第7条の改正規定(同条第3号に係る部分に限る。)及び別表1 屋根のある駐車場の項の改正規定(南2西3地下自転車駐車場に係る部分に限る。)は同年6月1日から施行する。(施行の日＝令和4年4月1日)

一部改正〔令和5年規則30号〕

- 2 南2西3地下自転車駐車場の定期利用に係る承認の手続、利用料金の支払手続その他南2西3地下自転車駐車場を供用するために必要な準備行為は、別表1 屋根のある駐車場の項の改正規定(南2西3地下自転車駐車場に係る部分に限る。)の施行前においても行うことができる。

追加〔令和5年規則30号〕

附 則(令和4年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年規則第23号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の各規則の様式の規定に基づいて作成された用紙で現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則（令和 5 年規則第14号）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 札幌駅西側路上第 1 自転車等駐車場、札幌駅西側路上第 2 自転車等駐車場、札幌駅西側路上第 3 自転車等駐車場及び札幌駅西側路上第 4 自転車等駐車場の定期利用に係る承認の手続、利用料金の支払手続その他これらの有料駐車場を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 5 年規則第 3 0 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年規則第 6 号）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 北 3 西 2 北側路上自転車等駐車場、北 3 西 3 北側路上自転車等駐車場及び札幌駅南口暫定自転車等駐車場の定期利用に係る承認の手続き、利用料金の支払手続その他これらの有料駐車場を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 6 年規則第 5 4 号）

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 1 8 日から施行する。
- 2 改正後の別表 2 の規定は、この規則の施行の日以後の札幌市自転車等駐車場条例施行規則第 3 条第 1 項の承認に係る同規則第 8 条の駐車料金について適用し、同日前の同項の承認に係る当該駐車料金については、なお従前の例による。

別表 1

種別	名称	位置	入出場時間	駐車対象 自転車等
屋根 の あ る 駐 車 場	北 1 西 1 地下自転車駐 車場	札幌市中央区北 1 条 西 1 丁目	午前 6 時から 午後 1 2 時ま で	自転車
	西 2 丁目線地下自転車 等駐車場	札幌市中央区南 1 条 西 1 丁目、南 1 条西 2 丁目、南 2 条西 1 丁目、南 2 条西 2 丁 目		自転車、原動 機付自転車及 び小型自動二 輪車
	南 2 西 3 地下自転車駐車 場	南 2 西 3 地下自転車 駐車場		自転車
	札幌駅 5・5 自転車等駐 車場	札幌市中央区北 5 条 西 5 丁目		自転車及び原 動機付自転車
	札幌駅北口自転車等駐 車場（東棟屋上を除く。）	札幌市北区北 7 条西 3 丁目		自転車及び原 動機付自転車
	市役所自転車駐車場	札幌市中央区北 1 条 西 2 丁目	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	自転車
屋根 の な い 駐 車 場	札幌駅北口自転車等駐 車場（東棟屋上）	札幌市北区北 7 条西 3 丁目	午前 6 時から 午後 1 2 時ま で	自転車
	大通西 1 丁目自転車駐 車場	札幌市中央区大通西 1 丁目	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	自転車
	大通西 5 丁目自転車駐 車場	札幌市中央区大通西 5 丁目		
	大通西 6 丁目自転車駐 車場	札幌市中央区大通西 6 丁目		
	北 1 西 6 暫定自転車等 駐車場	札幌市中央区北 1 条 西 6 丁目		自転車及び原 動機付自転車
	南 2 西 4 五番街自転車 駐車場	札幌市中央区南 2 条 西 4 丁目		自転車
	北 3 西 2 北側路上自転 車等駐車場	札幌市中央区北 3 条 西 2 丁目		自転車及び原 動機付自転車
	北 3 西 3 北側路上自転 車等駐車場	札幌市中央区北 3 条 西 3 丁目		
	北 4 西 1 南側路上第 1 自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条 西 1 丁目		

	北 4 西 1 南側路上第 2 自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条西 1 丁目		
	北 4 西 2 南側路上第 1 自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条西 2 丁目		
	北 4 西 2 南側路上第 2 自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条西 2 丁目		
	札幌駅西側路上第 1 自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条西 4 丁目		
	北 4 西 5 西側路上自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条西 5 丁目		
	北 4 西 5 東側路上自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条西 5 丁目		
	札幌駅西側路上第 2 自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条西 5 丁目		
	札幌駅西側路上第 3 自転車等駐車場	札幌市中央区北 5 条西 7 丁目		
	札幌駅西側路上第 4 自転車等駐車場	札幌市北区北 6 条西 7 丁目		
	札幌駅南口暫定自転車等駐車場	札幌市中央区北 5 条西 4 丁目	午前 0 時から午後 1 2 時まで(一時利用に係る部分にあっては、午前 6 時から午後 1 2 時まで)	自転車、原動機付自転車及び小型自動二輪車

別表 2

区 分		利用開始日から当該年度における当該駐車場の利用期間の末日までの期間	単 位	自転車	原動機付自転車及び小型自動二輪車
屋根のある駐車場	一般	20 日以上	1 台につき	1,700 円	3,400 円
		20 日未満	1 台につき	1,200 円	2,400 円
	学生	20 日以上	1 台につき	1,200 円	2,400 円
		20 日未満	1 台につき	800 円	1,600 円
屋根のない駐車場	一般	20 日以上	1 台につき	1,200 円	2,400 円
		20 日未満	1 台につき	800 円	1,600 円
	学生	20 日以上	1 台につき	800 円	1,600 円
		20 日未満	1 台につき	600 円	1,200 円

様式 1

自転車等駐車場定期利用申請書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住 所
氏 名
電話番号

自転車等駐車場の定期利用の承認を受けたいので、札幌市自転車等駐車場条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

利用する自転車等駐車場		
区 分		1 月 ・ 3 月 ・ シーズン
		学 生 ・ 一 般
利用開始希望日		年 月 日
冬期保管		有 ・ 無 (区分がシーズンの場合のみ記入してください。)
自転車等の特徴	自転車等の種別	自 転 車 ・ 原動機付自転車 ・ 小型自動二輪車
	車体番号	(自転車の場合のみ記入してください。)
	防犯登録番号 又は標識番号	
	色	
	車輪のサイズ	(自転車の場合のみ記入してください。)

※ 整理番号

注 ※印の欄は記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 2

自転車等駐車場利用の皆さんへ

この札は、長期にわたり駐車されている自転車等を調査するために貼り付けています。

長期にわたり札の付いたままになっている自転車等は、札幌市自転車等駐車場条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、自転車等保管場所へ移動します。

また、この自転車等を駐車場から出場させる際には、同条例第 11 条に規定する駐車料金相当額（自転車の場合は 1 日当たり 100 円、原動機付自転車及び小型自動二輪車の場合は 1 日当たり 200 円）を徴収します。

さらに、移動した自転車等を返還する場合には、移動に要した費用として

自転車 2,000 円

原動機付自転車及び小型自動二輪車 4,000 円
を徴収します。

年 月 日

札 幌 市

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

[illegible]

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 5

(表)

自転車等引取申出・受領書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住 所
氏 名
電 話 番 号
所有者との関係
申出者

下記の自転車等の引取りを申し出ます。

整 理 番 号	(自転車等引取通知書をお持ちの方は記入してください。)	
所 有 者	(申出者が所有者本人でない場合に記入してください。) 住 所 氏 名 電話番号	
自 転 車 等	車 種	自転車・原動機付自転車・小型自動二輪車
	特 徴	裏面のとおり (自転車等引取通知書をお持ちの方は記入不要です。)

上記自転車等を確かに受け取りました。

年 月 日

氏名

(裏)

駐車した駐車場			
駐 車 し た 日	年 月 日	移動された日	年 月 日

車 種		自 転 車	原動機付自転車・小型自動二輪車
自 転 車 等 の 特 徴	種 類	実用車・婦人車・スポーツ車・子供車・ミニサイクル・その他 ()	車名 ()
	色		
	荷 か ご	有 (前・後・横・前後)・無	有 (前・後・横・前後)・無
	防 犯 登 録 等 番 号	防犯登録番号 () 車体番号 ()	標識番号 ()
	メ ー カ ー		
	ギ ア 等	ギア (有 () 段・無)	クラッチ (有・無)
	かぎの種類	押込み (前・後)・チェーン・無	エンジンのみ・チェーン・無
	住所・氏名 の 表 示	有 ()・無	有 ()・無
そ の 他		(上記以外の特徴、学校名のステッカー等)	

※ 処 理 欄	身元確認区分	運転免許証、健康保険証、身分証明書、学生証、その他 () 証明番号等 ()		
	所有確認区分	自転車等のかぎ、引取通知書、防犯登録カード、その他 ()		
	費 用	円		
	移 動 年 月 日	年 月 日	整 理 番 号	
	返 還 年 月 日	年 月 日	返 還 担 当 者	

注 1 太線の中は、自転車等引取通知書をお持ちでない方のみ記入してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 6

自転車等冬期保管申請書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住 所

氏 名

電話番号

自転車等の冬期保管の承認を受けたいので、札幌市自転車等駐車場条例施行規則第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

保管する自転車等駐車場		
自転車等の特徴	自転車等の種別	自 転 車 ・ 原動機付自転車 ・ 小型自動二輪車
	車体番号	(自転車の場合のみ記入してください。)
	防犯登録番号 又は標識番号	
	色	
	車輪のサイズ	(自転車の場合のみ記入してください。)

※ 整理番号	
--------	--

注 ※印の欄は記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 7

自転車等冬期保管承認通知書

年 月 日

様

札幌市長



札幌市自転車等駐車場条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり自転車等駐車場において自転車等を保管することを承認します。

記

整理番号	
保管する自転車等駐車場	
引取期間	年 月 日 ～ 年 月 日

注 引取期間以外の自転車等の引取りは原則としてできません。引取期間を経過しても引取りがない場合は、自転車等保管場所に移動します。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。